

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

## 神戸市教育委員会規則第2号

神戸市立幼稚園園則及び神戸市立高等学校学則の一部を改正する規則  
(神戸市立幼稚園園則の一部改正)

第1条 神戸市立幼稚園園則(昭和23年12月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第13条 幼児を入園させようとするときは、保護者は、 <u>所定</u> の入園申込書を提出しなければならない。	第13条 幼児を入園させようとするときは、保護者は、 <u>様式第1号</u> による入園申込書を提出しなければならない。
第17条 園長は、本市立幼稚園において所定の教育課程を修了した幼児には、 <u>所定</u> の修了証書を授与する。	第17条 園長は、本市立幼稚園において所定の教育課程を修了した幼児には、 <u>様式第3号</u> による修了証書を授与する。
第18条 <u>この規則に掲げる書類の様式は、所管課長がそれぞれ定める。</u>	

<p><u>第19条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て園長が定める。</p>	<p><u>第18条</u> この園則施行のため必要な事項は、教育長の承認を得て園長がこれを定める。</p>
--	--

様式第1号から様式第3号までを削る。

(神戸市立高等学校学則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校学則(昭和43年3月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(誓約書)</p> <p>第11条 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、<u>所定の</u>誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(転入学・編入学)</p> <p>第12条 転入学又は編入学を志願する者は、<u>所定の</u>転入学(編入学)願書をもって校長に願出しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(休学・転学・留学・退学)</p> <p>第15条 生徒が休学しようとするとき</p>	<p>(誓約書)</p> <p>第11条 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に、<u>様式第1号による</u>誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(転入学・編入学)</p> <p>第12条 転入学又は編入学を志願する者は、<u>様式第2号による</u>転入学(編入学)願書をもって校長に願出なければならない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>(休学・転学・留学・退学)</p> <p>第15条 生徒が休学しようとするとき</p>

は所定の休学願をもつて、転学しようとするときは所定の転学願をもつて、留学しようとするときは所定の留学願をもつて、退学しようとするときは所定の退学願をもつて校長に願出しなければならない。

2、3 [略]

4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の復学願をもつて校長に願出なければならない。

5 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、所定の復帰願をもつて校長に願出なければならない。

(卒業)

第18条 [略]

2 校長は、卒業を認めた者には所定の卒業証書を授与するものとする。

(在学証明書、卒業証明書等)

第19条 校長は、在学する生徒に対して所定の在学証明書を、卒業した者に対して所定の卒業証明書を、修了した者に対して所定の修了証明書を、請求により必要に応じて交付するものとする。

は様式第3号による休学願をもつて、転学しようとするときは様式第4号による転学願をもつて、留学しようとするときは様式第5号による留学願をもつて、退学しようとするときは様式第6号による退学願をもつて校長に願出なければならない。

2、3 [略]

4 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、様式第7号による復学願をもつて校長に願出なければならない。

5 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、様式第8号による復帰願をもつて校長に願出なければならない。

(卒業)

第18条 [略]

2 校長は、卒業を認めた者には様式第9号による卒業証書を授与するものとする。

(在学証明書、卒業証明書等)

第19条 校長は、在学する生徒に対して様式第10号による在学証明書を、卒業した者に対して様式第11号による卒業証明書を、修了した者に対して様式第12号による修了証明書を、請求により必要に応じて交付するも

<p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第20条</u> この規則に掲げる書類の様式は、所管課長がそれぞれ定める。</p> <p><u>第21条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て校長が定める。</p>	<p>のとする。</p> <p>(施行細目の委任)</p> <p><u>第20条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長の承認を得て校長が定める。</p>
---	--

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。